

毎月勤勞統計調査 給與及雇傭票甲

内閣統計局

此の調査は全團に亘つて根本的に事業所を選び、給與、勤勞、出勤人員、賃働時間等を調べて政府の労働政策に必要なる資料を製出し、併せて事業主や労働者に対して労働時間の現状を知らせる事から統計の目的を達する。此の調査は「統計資料の整理法」に基いて行はれるので、個々の調査票に於いては、原則として使用されるべき事項を必ず記入して送附する事が必要である。又、この調査票の目的は、統計資料の整理法に基いて行はれるので、個々の調査票に於いては、原則として使用されるべき事項を必ず記入して送附する事が必要である。

- 第2條 労働時間：依つて賃金計算の目的以外に之を記録する事不得
 第3條 賃金計算：依つて賃金計算の目的以外に之を記録する事不得
 第4條 労働時間：依つて賃金計算の目的以外に之を記録する事不得

昭和 年 月 分

礦山及土石採取事業場では坑内、坑外、交通事業場では乗務、非乗務の二種の調査票を提出し、各表内れのものから必要の下記調査票の文字を○で囲むこと。

礦山及土石採取事業場	交通事業場
坑内 坑外	乗務 非乗務

1	地 域 符 號	
2	専 業 所 符 號	
3 事業 の種類	(イ) 産業分類の番號	
	(ロ) 産業分類の名稱	
	(ハ) 主要生産品の名稱	

- ① 以下の欄で月末とは該月の賃金給付締切日をいふ。
 ② 以下の欄で一ヶ月とは前月分の賃金給付締切日の翌日より本月分の賃金給付締切日の期間をいふ。
 ③ 時間及金額の記入には一桁未満は又は四捨五入する

- ④ 該表のない欄には横線を引くこと。
 ⑤ 此の表の外別紙「調査票の記入方法」には其の事項を必ず記入の上送りつけに記入すること。

4 常勤労働者の人員、賃働時間及給與

	男				女			
	(一) 年 齢 16歳 以下	(二) 年 齢 17歳 以上 20歳以下	(三) 年 齢 21歳 以上 25歳以下	(四) 年 齢 26歳 以上	(五) 年 齢 16歳 以下	(六) 年 齢 17歳 以上 20歳以下	(七) 年 齢 21歳 以上 25歳以下	(八) 年 齢 26歳 以上
常 勤 勞 働 者 の 一 ヶ 月 間 の 異 動	(ア) 前月末人員	A	A	A	A	A	A	A
	(イ) 本月末人員	A	A	A	A	A	A	A
	(ロ) 延出勤人員	A	A	A	A	A	A	A
	(ハ) 賃働時間 <small>(付随時間を除いた賃働時間を記入すること。従前二数に別紙「賃働時間」を記入すること。)</small>	A	A	A	A	A	A	A
	(ニ) 前月よりまづて支給する給與總額 <small>(ア) 以外の其の月間と支給する給與總額</small>	A	A	A	A	A	A	A
常 勤 職 員 の 一 ヶ 月 間 の 異 動	(ア) 前月末人員	A	A	A	A	A	A	A
	(イ) 本月末人員	A	A	A	A	A	A	A
	(ロ) 延出勤人員	A	A	A	A	A	A	A
	(ハ) 賃働時間 <small>(付随時間を除いた賃働時間を記入すること。従前二数に別紙「賃働時間」を記入すること。)</small>	A	A	A	A	A	A	A
	(ニ) 前月よりまづて支給する給與總額 <small>(ア) 以外の其の月間と支給する給與總額</small>	A	A	A	A	A	A	A

5 常勤労働者の一ヶ月間の異動

	常勤労働者		常勤職員	
	(八) 男	(九) 女	(四) 男	(五) 女
(ア) 増減(増入、増入、退去等)	A	A	A	A
(イ) 減少(退職、死亡、終り、長期欠勤等)	A	A	A	A

下欄は交通事業場に限り記入のこと。

6 日勤及臨時労働者の延出人員及給與

	男		女	
	(一) 男	(二) 女	(三) 男	(四) 女
一ヶ月間の(ア) 延出勤人員	A	A	A	A
(イ) 賃金支拂總額	A	A	A	A

備考 調査事項の増減が前月に比し増減した場合に其の詳細を記入すること。	其の他事項となる事項	調査票記入労働者数	事業主名
-------------------------------------	------------	-----------	------